

こちらの業種及び事業所は広報誌 hesso の設置はできません

- ・消費者金融に関する業種
- ・ギャンブルに関する業種
- ・興信所、探偵事務所等の業種
- ・民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)及び  
会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)による再生・更生手続中の事業者
- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)に定める暴力団、  
その他反社会的団体及び特殊結社等の構成員がその活動のために利用する事業者
- ・行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていない事業者
- ・その他、広報室長が広報紙の配架場所としてふさわしくないと認めるもの